

国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル



徳島大学国際交流委員会

初版 平成 30 年 3 月

改訂 令和 元年 6 月

国際交流等に伴う危機管理対応について

徳島大学においては、国際交流の進展とともに学生の海外留学、語学研修、国際学会、ワークショップ、インターンシップなどの海外派遣により海外へ渡航する機会が一層増加することが予想される。また、年間 200 人余りの外国人留学生を受入れており、本学では、今後、より多くの外国人留学生を受入れる目標を掲げている。

一方、海外における危機事象の発生についても、テロ、暴動・デモ等の頻発や各種自然災害、新興感染症の流行等により、ここ数年増加傾向にあり、本学としては、国際交流等の危機予防などの観点から、海外への学生・教職員の派遣及び外国人留学生を受入れる際の安全配慮義務を全うするとともに、危機事象発生時に対応するためのマニュアルを策定するものである。

-CONTENTS-

国際交流等に伴う危機管理対応について（概要）	2
I 国際交流危機管理体制の基本方針	4
1. 海外における危機発生時の基本的対応方針	4
2. 対象とする危機の範囲	4
II 海外渡航における危機管理	4
1. 渡航前オリエンテーションの実施	4
2. 海外渡航の判断	7
3. 渡航後における危機発生時の対応	10
III 外国人留学生等の受入れにおける危機管理	12
1. 受入れオリエンテーションの実施	12
2. 平時における危機管理	13
（別紙 1）危機対策本部組織及び対応表	14
（別紙 2）部局等危機対策室担当表	15
（別紙 3）徳島大学海外危機管理対応体制	16
（別紙 4）事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）	17
（別紙 5）海外渡航届	18



国際交流等に伴う危機管理対応について（概要）

I 国際交流危機管理体制の基本方針

1. 海外における危機発生時の基本的対応方針

国立大学法人徳島大学危機管理規則に従った、危機事象のレベルに基づく危機管理体制の構築

2. 対象とする危機の範囲

(1) 自然災害による被災、負傷、死亡、生死不明等 (2) 重大事故による被災、負傷、死亡、生死不明等 (3) 重大事件による被災、被害、負傷、死亡、生死不明、逮捕、拘留、手配等 (4) 健康危機、感染症による疾患、死亡、生死不明等 (5) その他（派遣先等での懲戒処分、派遣国・地域での国外退去処分等）

II 海外渡航における危機管理

1. 渡航前オリエンテーションの実施

(1) 基本的事項

「自分の身は自分で守る」という自己責任の意識の啓発

(2) 渡航国・地域に関する情報提供

① 現地情勢や最近の動向、危険度、危険情報等 ② 風俗習慣・性倫理、宗教的特徴等の文化的差異 ③ 対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向 ④ 流行している感染症と予防接種の必要性及び罹患しやすい疾患疾病・風土病に関する情報

(3) 連絡体制

① 留学の際の「外国留学願」及び「海外渡航届」の提出（それ以外の場合は「海外渡航届」のみ提出） ② 「事件・事故発生時の連絡網の体制」の確認 ③ 海外対応の携帯電話等の持参推奨 ④ 「誓約書」の提出（任意の部局等）

(4) 海外旅行保険

① 海外旅行保険の資料配布及び加入案内 ② 学生共同共済の説明 ③ 学生が個別に保険会社を選定した場合の確認 ④ 海外旅行事故対策費用保険の説明

(5) 健康管理

① 自身の健康状態の確認チェックの指導、既往症のある者への健康診断の義務付け
② 歯科治療は渡航前に必ず済ませておくよう指導
③ 現在通院・治療中の学生等については、主治医に出国が差し支えないか相談するよう指導
④ 渡航中に精神的ストレスが生じた場合の相談窓口の周知
⑤ 厚生労働省検疫所（FORTH）のホームページ等を利用した渡航先（国）の感染症情報の収集
⑥ 渡航先（国）で流行している感染症の事前予防接種の説明

(6) 在外公館への届出等

① 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録（URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）
② 外務省ORRnetによる「在留届」の提出（3ヶ月以上の滞在）（URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>）

(7) その他

① 休学して留学する場合 ⇒ 「休学届」、「海外渡航届」を各部局へ提出
② 教職員を6ヶ月以上海外に派遣する場合 ⇒ 健康診断の受診、予防接種（必要に応じて）

2. 海外渡航の判断

(1) 派遣国・地域の状況による判断

当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」における「危険情報」を参考の上、部局等は「感染症危険情報」等を参考に渡航の可否等を判断

【「海外安全情報」における危険情報「安全対策」の4つの目安（カテゴリー）】

カテゴリー	判断
レベル1：十分注意してください。	渡航を実施又は継続するが、滞在にあたっては危険を避けるための特別な注意が必要であることを指導。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。 （*注1）、（*注2）	渡航の延期もしくは中止。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告） （*注1）	渡航は中止。渡航中の者には、帰国準備指示。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）	渡航は中止。渡航中の者には、直ちに帰国するよう指示。

（*注1：教職員について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

（*注2：学生について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、教員の引率等、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

「感染症危険情報」の4つの目安（カテゴリー）】

カテゴリー	判断
レベル1：十分注意してください。	<ul style="list-style-type: none"> 渡航を許可するが、渡航前のオリエンテーションで感染症予防対策を指導する。 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活物品の備蓄、医療機関の確認を指導する。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。 （*注1）、（*注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航は延期又は中止。 ・ 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活用品の備蓄、医療機関の確認を指導する。一時帰国（退避措置）の準備を指導する。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告） （*注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航は禁止。 ・ 滞在中かつ発症していない学生については、滞在国の感染拡大防止策を踏まえて、派遣先機関と協議の上、一時帰国（退避措置）を指示。 ・ 発症した教職員及び学生は、原則として当該国での治療。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航は禁止。 ・ 発症していない教職員及び学生は、一時帰国（退避措置）手配。帰国時の検疫強化対応等について指導。 ・ 発症した教職員及び学生は、原則として当該国での治療。

（*注1：教職員について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

（*注2：学生について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、教員の引率等、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

（2）派遣先大学等の事情

学部・教育部又は国際センター主催の短期語学研修や文化体験等については、部局長又は国際センター長が、以下のケースに応じて留学・派遣の中止、延期、途中帰国を判断し、学生に指示

- ① 派遣先大学等における学力不足等による学業継続不可 ② 派遣先大学等を退学処分や停学処分等となった ③ 派遣国・地域の自然環境の悪化等による生活の継続が困難

（3）派遣学生等の個人的事情

学部・教育部又は国際センター主催の短期語学研修及び文化体験等については、下記の事由等により部局長又は国際センター長が途中帰国等を判断し、学生に指示

- ① 病気・怪我などによる場合
- イ 現地での病気や怪我などによる1ヶ月以上の入院・治療が必要となった ⇒ 原則として帰国
 - ロ 精神科疾患に罹患した ⇒ 医師やカウンセラー等の所見を参考に帰国を検討
 - ハ 入院、手術、治療が必要 ⇒ 一旦帰国して治療させることを検討
- ② 犯罪による場合
- イ 刑事事件の加害者又は被疑者となった ⇒ 在外公館等と連絡相談のうえ適宜判断
 - ロ 法定薬物等の依存症に罹患した ⇒ 在外公館等と連絡相談のうえ適宜判断
 - ハ 民事事件の加害者又は被疑者となった ⇒ 在外公館等と連絡相談のうえ適宜判断
- ③ その他（個人的事情）⇒ 個人の意思を基に派遣部局等が判断

3. 渡航後における危機発生時の対応

（1）想定される危機発生時のケース

- ① 海外において重大な天災、テロ、バス・列車事故等に遭遇したことによる生死不明 ② 事件・事故等の被害者となった ③ 事件・事故等の加害者となった ④ 刑事事件の容疑者となった ⑤ 民事事件の加害者となった ⑥ 病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した

（2）ケース別危機対応方法

- ① 天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、比較的軽症であり本人が生存している場合（危機事象レベル1、2）
- ② 天災、人質事件・事故等に遭い、重体（負傷の程度が深刻な事態を招く状態）、生死不明又は死亡が確実な場合（危機事象レベル3、4）

【危機事象のレベル表 - 危機対策本部 or 部局等危機対策室 - 】

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等の可能性があるとの情報が入った。 ・ 外部（報道機関）からの問い合わせなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等の発生の事実が確認された。 ・ 被害者は負傷しているものの、軽傷である。 ・ 報道機関から事故の事実について照会又は取材申込があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル2の状態が複数の部局で発生した。 ・ 複数の部局の学生が多数負傷した。 ・ 報道機関から事故の事実について照会又は取材申込があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷の程度が深刻な事態を招くこと又は死亡したことが判明した。 ・ 報道機関から危機事象の事実について照会又は取材申込があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該学部・教育部長から学長へ報告。 ・ 部局等危機対策室設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該学部・教育部長から学長へ報告。 ・ 学長は、部局等危機対策室か危機対策本部のどちらで対応するかを判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機対策本部の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機対策本部の設置。

Ⅲ 外国人留学生等の受入れにおける危機管理

1. 受入れオリエンテーションの実施 ⇒ 以下の項目について、オリエンテーション等で説明

- （1）緊急連絡先の把握（2）健康管理（3）自然災害（4）防犯・交通安全（5）火災事故（6）異文化対応（7）その他

2. 平時における危機管理 ⇒ 安全管理の徹底

- （1）身上調査の管理及びアップデート（2）「海外渡航届」の提出の徹底（3）定期健康診断の受診（4）保険等への加入の徹底（5）事故等に対する初期対応等のシミュレーションの実施

I 国際交流危機管理体制の基本方針

1. 海外における危機発生時の基本的対応方針

海外での危機発生については、危機事象のレベル表（11頁参照）に基づいて対応にあたるが、原則として国立大学法人徳島大学危機管理規則に従い、危機管理体制を構築する。

○ 国立大学法人徳島大学危機管理規則（抜粋）（平成19年3月19日 規則第79号制定）

（危機対策本部の設置）

第6条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、速やかに当該危機事象に係る危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

（略）

（部局等における危機事象への対処等）

第8条 部局長は、危機事象が当該部局等のみに該当すると判断できる場合は、その内容、対処方針等を学長に報告のうえ、当該部局等において対処することができる。

2 前項の場合において、学長は、当該危機事象が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、危機対策本部を設置し、全学的に対処することができるものとする。

2. 対象とする危機の範囲

本マニュアルにおいて想定する危機の範囲は、以下のとおりである。

- （1）自然災害（地震・津波・風水害（台風、ハリケーン、トルネード、サイクロン、洪水等）による被災、負傷、死亡、生死不明等
- （2）重大事故（火災、爆発事故、航空機・道路・船舶交通及び輸送に関する事故等）による被災、負傷、死亡、生死不明等
- （3）重大事件（テロ、デモ・暴動、騒乱、殺人、傷害、拉致誘拐、強盗窃盗、薬物使用、詐欺等）による被災・被害、負傷、死亡、生死不明、逮捕、拘留、手配等
- （4）健康危機（食品衛生（集団食中毒）、感染症（SARS、新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）・各種免疫疾患・メンタルヘルス・異文化適応）による疾患、死亡、生死不明等
- （5）その他（派遣先大学等での懲戒処分、派遣国・地域での国外退去処分等）

II 海外渡航における危機管理

1. 渡航前オリエンテーションの実施

学生等の渡航に際しては、部局等において、担当教職員が渡航前のオリエンテーションを実施し、危機回避に係る資料（安全の手引き等）を配付のうえ、以下の項目について指導・助言を行う。なお、渡航前のオリエンテーションでは、必ず渡航予定者全員を参加させる。

留学の場合には、事前に各部局が定める「**外国留学願**」を提出させ、学修上有益なものと認められる場合に留学許可を与えることとなる。なお、学外の団体等が主催する語学研修や私事で海外へ渡航する場合にも、大学の危機管理の一環として渡航情報を管理する必要性を説明し、「海外渡航届」の周知・提出を依頼し、本マニュアルを適用する。

(1) 基本的事項

海外渡航にあたっては、渡航先の治安状況を事前に熟知し、渡航者自身が、「自分の身は自分で守る」という自己責任の意識を持ち、そのためには自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。このような意識を渡航者が身につけるための啓発を徹底するとともに、渡航者自身が危機事象に関する情報収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、さらに、万が一事件・事故に巻き込まれた場合にどのように行動すべきかについて十分に理解させるため、大学は渡航前のオリエンテーション等を通じて以下の項目について周知を行い、最大限の方策を講じる。

(2) 渡航国・地域に関する情報提供

- ① 国際情勢の変化や動向、危険度、危険情報等
- ② 風俗風習・性倫理・宗教的特徴等の文化的差異
- ③ 対日感情や日本人に対するイメージ及び政治的動向
- ④ 流行している感染症と予防接種の必要性及び罹患しやすい疾病・風土病に関する情報

(3) 連絡体制

- ① 留学の場合は、渡航日程、渡航中の住所・連絡先、派遣先大学の受入れ担当者名や指導教員名等について記載された各部局が定める「**外国留学願**」を所属部局へ提出させる。渡航後に当初予定が変更になった場合及び留学中の旅行等についても速やかに部局等へ連絡させるよう指導する。また、留学も含め海外に渡航する者は、全て「海外渡航届」を提出する。
- ② 「事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）」（別紙4）について予め説明し、渡航前に確認させる。また、夜間・休日の際の連絡網も確認しておく。
- ③ 渡航に際しては、できるだけ海外対応の携帯電話等を持参し、緊急時に即座に連絡できる態勢が取れるよう指導する。
- ④ 学生が自由行動等の際に事件事故等に遭遇した場合の責任の所在を明確にするために、必要に応じて部局が定めた「誓約書」を提出させる。

(4) 海外旅行保険

- ① 本学が契約している「海外旅行保険」の資料配付を行い、強く加入を勧める。さらに、クレジットカード等に自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、十分な補償が得られないケースがあることについての説明も行う。なお、本保険は「留学」目的で海外への渡航者のみを対象。
- ② 「海外旅行保険」などで補償されていない項目については、「学生総合共済」でカバーされていることもあるので、これらについても確認のうえ、説明を行う。

- ③ 学生が個別に保険会社を選定して手続きした場合は、当該会社の危機発生時の対応等について、契約者本人が、十分に確認するよう指導する。
- ④ オリエンテーションで、学生が海外留学・研修中などに死亡、入院、行方不明等になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用などが補償される「海外旅行事故対策費用保険」に本学が加入をしている旨の説明を行う。

(5) 健康管理

- ① 留学・研修期間が1ヶ月を超える学生には、渡航前に自身の健康チェックを行うよう指導し、既往症のある学生の渡航に際しては、必ず健康診断を義務付ける。
- ② 渡航に際して、自身の健康状態の確認を十分に心がける。また、海外における歯科治療は、治療費が高額かつ地域によっては技術的な問題が生じる場合もあるため、渡航前に必ず済ませておき、現地で治療を受ける可能性を極力減らすよう指導する。
- ③ 現在通院・治療中の学生等については、出国して差し支えないか否かについて、主治医と相談の上、判断を仰ぐよう指導する。
- ④ 渡航中に精神的ストレスが生じた場合は、無理をせず海外旅行保険の関連サービス窓口や渡航先または、本学の対応窓口等に相談するよう指導する。
- ⑤ 渡航先（国）で流行している感染症について、厚生労働省検疫所（FORTH）のホームページ等を利用して情報を収集し、指導を行う。
- ⑥ 渡航先（国）で流行している感染症に応じて、事前に予防接種を受けることについての説明を行う。

(6) 在外公館への届出等

- ① 外務省海外旅行登録「たびレジ」
3ヶ月未満の渡航の場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合には必ず登録を行うよう指導する（URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。
- ② 外務省ORRnet（Overseas Residential Registration）（インターネットによる在留届電子届出システム）
旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられていることを説明する（URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>）。
- ③ 海外渡航中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は、在外公館の援護等を依頼することが重要であり、渡航先の在外公館の連絡先を確認するよう指導する。

(7) その他

- ① 休学して留学する場合は、各部局で「休学届」を提出させる。また、必ず「海外渡航届」も提出させる。
- ② 教職員を6ヶ月以上海外に派遣する場合は、労働安全衛生法により、健康診断の受診義務が生じる（労働安全衛生法第45条の2）。

2. 海外渡航の判断

海外渡航の実施・中止・延期・継続・途中帰国等の判断にあたり、派遣部局等は、(1) 派遣国・地域の状況 (2) 派遣先大学等の事情 (3) 派遣学生等の個人的事情に分けて判断する。

(1) 派遣国・地域の状況による判断

派遣先である国・地域の状況による判断は、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報を基に部局長又は国際センター長が渡航の可否等を判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の危機事象が発生、又は発生の可能性が高まっていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」における「危険情報」を参考の上、対応することが求められる。また、別途発出基準を設けている「感染症危険情報」も参考に判断する必要がある。

外務省の「海外安全情報」における「危険情報」及び「感染症危険情報」の種類と危険度のランクは次のとおりである。

《危険情報「安全対策」の4つの目安(カテゴリー)》(<http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html#index02>)

カテゴリー	判断
レベル1：十分注意してください。	渡航を実施又は継続するが、滞在にあたっては危険を避けるための特別な注意が必要であることを指導。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(※注1)、(※注2)	渡航の延期もしくは中止。
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(※注1)	渡航は中止。渡航中の者には、帰国準備指示。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	渡航は中止。渡航中の者には、直ちに帰国するよう指示。

(※注1：教職員について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。)

(※注2：学生について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、教員の引率等、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。)

《感染症危険情報の4つの目安(カテゴリー)》(http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

カテゴリー	判断
レベル1：十分注意してください。	<ul style="list-style-type: none"> 渡航を許可するが、渡航前のオリエンテーションで、感染症予防対策を指導する。 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活物品の備蓄、医療機関の確認を指導する。

<p>レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（*注1）、（*注2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航は延期又は中止。 ・ 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活物品の備蓄、医療機関の確認を指導する。一時帰国（退避措置）の準備を指導する。
<p>レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（*注1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航は禁止。 ・ 滞在中かつ発症していない学生については、滞在国の感染拡大防止策を踏まえて、派遣先機関と協議の上、一時帰国（退避措置）を指示。 ・ 発症した教職員及び学生は、原則として当該国での治療。
<p>レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規渡航は禁止。 ・ 発症していない教職員及び学生は、一時帰国（退避措置）手配。帰国時の検疫強化対応等について指導。 ・ 発症した教職員及び学生は、原則として当該国での治療。

（*注1：教職員について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

（*注2：学生について、渡航可とする相当な理由及び安全状況にあると部局長が判断した場合は、特別な注意を払い、教員の引率等、組織的かつ万全な安全対策を講じることにより、渡航・滞在を許可する場合がある。）

（2）派遣先大学等の事情

学部・教育部又は国際センター主催の短期語学研修については、主催する部局長又は国際センター長が、以下のケースに応じて留学・派遣の中止、延期、途中帰国を判断し、学生に指示する。

- ① 派遣先大学等における学業継続不可（学力不足、自然災害、大学等の倒産等）
- ② 派遣先大学等を退学処分や停学処分等となった場合
- ③ 派遣国・地域の自然環境の悪化等により生活の継続が困難な場合

（3）派遣学生等の個人的事情

学部・教育部又は国際センター主催の短期語学研修については、下記の事由等により主催する部局長又は国際センター長が、途中帰国等を判断し、指示する。

① 病気・怪我などによる場合

イ 派遣学生等が現地での病気や怪我などにより入院・治療が必要となった場合は、その症状等を考慮した上で、原則として帰国を促す。透析やリハビリ等の自宅療養が必要となった疾患の場合も帰国させることを検討する。

ロ 派遣継続が困難となる精神科疾患に罹患した場合、医師やカウンセラー等の所見も参考にし、帰国させることを検討する。

ハ その他、派遣国地域において入院、手術、治療が必要な場合は、医療費負担が高額になる恐れがあることから、一旦帰国して治療させることを検討する。

② 犯罪による場合

イ 刑事事件の加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受けることになり、それを基に、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。

ロ 法定薬物等の依存症に罹患した場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受ける可能性があり、

それを基に、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。

ハ 民事事件の加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき扱われることとなり、それを基に、在外公館等とも連絡相談のうえ、適宜判断する。

③ その他

イ その他の個人的事情の場合は、個人の意思を基に派遣部局等が判断する。

ロ 教職員を海外に派遣する場合でも、渡航先(国)の社会情勢等に応じて部局長が、海外渡航の実施・中止・延期・継続・途中帰国等の判断を行う。

海外渡航時の派遣先の安全確認のためのリンク集

ウェブサイト	内容	URL
外務省海外安全ホームページ 世界の医療事情	一般犯罪、政情、治安情勢、医療情勢などの総合的な情報	http://www.anzen.mofa.go.jp/ http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
渡航先の在外公館安全情報 (殆どの公館のHPで公開)	現地特有の多発型、一般犯罪情報や治安情報、生活情報	各公館のURLは外務省のホームページの「在外公館リスト」に掲載
JICA 世界の様子(国別生活情報)	主に途上国の生活情報、宗教、慣習、タブー等情報	http://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/
厚生労働省「感染症情報」 厚生労働省検疫所「FORTH海外で健康に過ごすために」	感染症、医療情報	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/ http://www.forth.go.jp/
アメリカ国務省 DIPLOMACY IN ACTION	一般犯罪、政情、治安情勢、医療情勢など総合的な情報	http://www.state.gov/travel/
イギリス外務省 Foreign travel advice		https://www.gov.uk/foreign-travel-advice
オーストラリア外務省 Advice for travellers		http://smartraveller.gov.au/Pages/default.aspx
カナダ政府 Public Safety Canada		https://www.publicsafety.gc.ca/index-en.aspx

【 その他の参考資料 】

- ① 外務省「海外安全虎の巻」(http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/tora_2017.pdf)
- ② 外務省「海外旅行のテロ・誘拐対策」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/counter-terrorism.pdf>)
- ③ 外務省「海外で困ったら 一大使館・総領事館のできること」(http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/taishi_2013.pdf)
- ④ 「たびレジ」学生向けパンフレット(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/tabireg_koho_002.pdf)

3. 渡航後における危機発生時の対応

(1) 想定される危機発生のカース

本学の学生等が海外留学・出張中などの際に想定される危機発生のカースとしては、以下のものが考えられる。

- ① 海外において重大な天災、テロ、バス・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合
- ② 事件・事故等の被害者となった場合
- ③ 事件・事故等の加害者となった場合
- ④ 刑事事件の容疑者となった場合
- ⑤ 民事事件の加害者となった場合
- ⑥ 病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合

これら危機発生のカースごとに危機管理対応は異なるが、災害、事件、事故の発生により、本学の学生等が生死不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、「国立大学法人徳島大学危機管理規則」に基づき、**危機対策本部**を設置して対応にあたる。また、本学の学生等が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭遇して生存が確認されている場合は、危機発生の内容により部局等危機対策室又は危機対策本部を設置するが、対策本部等を設置しない場合においても、当該部局等は、国際センターの協力を得て適宜対応に当たる。本学の学生等が事件や事故等により現地で加害者となった場合などは、関係機関等の協力を得て、大学として被害者に対して誠意ある対応を心がける。

以上のことに備えて、危機発生時における留学先（派遣先）大学等の連絡・対応などについて協力を得るための事前の確認と要請を行っておく。

なお、教職員が生死不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、同様に危機対策本部を設置して対応に当たる。

(2) ケース別危機対応方法

- ① 天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、比較的軽症であり本人が生存している場合
(危機事象レベル1、2 (11頁参照))

原則として危機対策本部は設置しないが、部局長は、事件・事故の内容、対処方針等を学長に報告のうえ、**部局等危機対策室**を組織し、当該部局等において対処を行う。また、危機発生時の連絡を受けた部局長は、速やかに「事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）」（別紙4）に基づき情報の・収集・連絡を行うとともに、以下の対応を行う。

- イ 部局等危機対策室の本部員及び担当は、別紙2のとおりとする。
- ロ 当該部局等は、「事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）」（別紙4）に基づき国際センター・国際課の協力を得て危機発生状況や当該学生等の正確な被害状況等の情報収集に努める。
- ハ 当該部局長は、本学教職員の現地派遣、対応の必要性を検討する。
- ニ 本学教職員の現地派遣・対応が必要な場合は、当該部局等において直ちに派遣者を決め、適宜、国際センター・国際課の協力を得て、渡航に必要な手続きを行う。

- ホ 当該学生の家族が現地へ同行する場合は、当該部局等において、適宜、国際センター・国際課の協力を得て、旅行者とともに、渡航に必要な各種手続きサポートを行う。
- ヘ 本学教職員の現地派遣・対応に際しては、事前に在外公館に連絡のうえ、協力依頼等を行う。
- ト 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談のうえ、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断など。）その際、随時本学現地派遣担当へ連絡・相談を行いつつ進める。
- チ 国際課は、危機発生について速やかに関係する保険会社又は、必要に応じて海外留学生安全対策協議会（JCSOS）に連絡する。

② 天災、人質事件・事故等に遭い、重体（負傷の程度が深刻な事態を招く状態）、生死不明又は死亡が確実な場合（危機事象レベル3、4（下表参照））

危機対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。

- イ 学長は、速やかに**危機対策本部**を設置し、副本部長を指名する。
- ロ 危機対策本部の組織及び担当業務内容は、別紙1のとおりとする。
- ハ 危機対策本部の設置場所は、原則として特別会議室（新蔵地区本部3階）とする。
- ニ 危機対策本部の本部員などは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。
- ホ 各部局は、各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理し、主管課へ報告するとともに、主管課は、緊急対応を取りまとめて、マスコミ・関係省庁担当（総務部）に報告する。

◆危機事象のレベル表－危機対策本部 or 部局等危機対策室－◆

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の可能性があるとの情報が入った。 ・外部（報道機関）からの問い合わせなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生の事実が確認された。 ・被害者は負傷しているものの、軽傷である。 ・報道機関から事故の事実について照会又は取材申込があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2の状態が複数の部局で発生した。 ・複数の部局の学生が多数負傷した。 ・報道機関から事故の事実について照会又は取材申込があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度が深刻な事態を招くこと又は死亡したことが判明した。 ・報道機関から危機事象の事実について照会又は取材申込があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・部局長等から学長へ報告。 ・部局等危機対策室の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部局長等から学長へ報告。 ・学長は、部局等危機対策室か危機対策本部のどちらで対応するかを判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策本部の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策本部の設置。

Ⅲ 外国人留学生等の受入れにおける危機管理

1. 受入れオリエンテーションの実施

外国人留学生の受入れについては、国際センターにおいて「新入留学生オリエンテーション」を実施し、以下の事項を説明している。外国人研究者の受入れについても、必要に応じて受入れ部局が適宜、以下の事項を説明する。

(1) 緊急連絡先などの把握

- ① 「身上調書」を大学に提出させる。また、変更等がある場合は必ず届け出るよう指導する。
- ② 一時帰国・学会参加・私事旅行等で出国する場合は、大学へ「海外渡航届」を提出するよう説明する
- ③ 危機発生時における大学担当者の連絡先を周知する。特に、時間外や休日の連絡先を明確にする（「学生生活の手引き」の連絡体制を参照）。

(2) 健康管理

- ① 定期健康診断の受診を指導する。
- ② 病気にかかった際に必要な情報、消防機関（119番）への連絡方法、徳島大学保健管理・総合相談センターや近隣病院に関する情報を伝える。
- ③ 外国人留学生のための相談窓口やカウンセリング体制について説明する。
- ④ 国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等への加入を指導する。併せて国民健康保険等に未加入の場合の問題点について説明する。
- ⑤ 長期の病休等の場合は、本学担当者連絡先及び相談窓口を周知する。

(3) 自然災害

- ① 地震・津波・台風・水害等の自然災害に関する防災事項について以下の事項を説明し、注意を喚起する。
- ② 地震が発生してもあわてず、クッション等で頭を保護しながら、落ち着いて移動・避難する。
- ③ 地震が発生したら、ガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難する。
- ④ 津波の恐ろしさを認識しておく。
- ⑤ 台風や豪雨の際は川や海には近づかず、またむやみに出歩かない。
- ⑥ テレビやラジオ等で最新の情報を入手し、流言飛語に惑わされない。
- ⑦ 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備や避難場所を確認しておく。

(4) 防犯・交通安全

- ① 犯罪の加害者にならないよう、わが国の法律を遵守すべきこと、また悪質商法を含む各種犯罪の被害者にならないよう注意することを周知する。併せて、警察（110番）、消防機関（119番）、本学担当部局への連絡方法を説明する。また、事故等の際は至急、大学担当者に連絡するよう指導し、連絡先を周知する。
- ② 自動車、バイク、自転車を所有する場合は、任意保険に加入することを指導し、日本では交通事故にか

かる刑罰が諸外国と比べて重いことを説明する。

(5) 火災事故

- ① 火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」等の火災保険に加入することを指導する。
また、火災発生に備えて、宿舎における消火器の設置場所、避難経路、非常口等を必ず確認しておくよう指導する。さらには、消火器の扱い方についても必ず確認しておくよう指導する。
- ② 火災発生時の消防機関（119番）への連絡方法を説明する。

(6) 異文化対応

生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制を明確にし、説明しておく。

(7) その他

- ① 不法就労活動の禁止について説明する。また、併せてアルバイトに関しては、入国管理局への「資格外活動許可」の手続きが必要であることや、職種・時間制限等について説明する。
- ② 人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言語による障壁がないよう対策を講じておく。

2. 平時における危機管理

大学は、平時においては以下の事項について十分安全管理を行う。

- (1) 「身上調書」の変更等を漏れなく管理し、常に最新の情報に保つ。
- (2) 一時帰国・学会参加・私事旅行等で出国する場合の大学への届け出の管理を徹底する（「海外渡航届」の提出）。
- (3) 定期健康診断の受診を徹底する。
- (4) 国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険、留学生住宅総合補償等の保険への加入を把握する。
- (5) 外国人留学生の不慮の事故や病死等の最悪のケースを想定して、以下の初期対応等におけるシミュレーションを実施しておく。
 - イ 危機対策本部、部局等危機対策室の編成
 - ロ 手術対応（家族への連絡や医療通訳の確保等）
 - ハ 遺体確認と家族への連絡
 - ニ 遺族の来日
 - ホ 遺体安置や葬送の方法
 - ヘ 補償問題への対応
 - ト 医療費、葬儀代、学費、生活費等の経済問題への対応
 - チ パスポート、ビザの問題への対応

危機対策本部組織及び担当表

本部員	担 当	担当の部署	業 務
学長	本部長（最高責任者）	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 危機対策本部の業務総括 現地情報の分析、方針決定、対策実施の指示 家族・保護者への説明対応 記者会見の説明
事務局長・ 副学長 <small>（総務・財務担当）</small>	マスコミ・関係省庁担当	総務部	<p>【危機対策本部の設置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長のもと危機対策本部の設置・解散の通知 危機対策本部室（新蔵地区本部特別会議室）の設営 最新情報の収集・分析、本部全体の統括・指揮 写真撮影・録音等による対応状況の記録 <p>【マスコミ等の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記者控室の準備、誘導スタッフの配置 マスコミから家族・保護者への接触防止の対策 家族・保護者向けの発表及び記者発表の実施 文部科学省等関係省庁との連絡調整
	財務担当	財務部	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応に関する費用・予算面の対応 弔慰金、見舞金等に関する方針立案及び手配
理事・副学 長 <small>（教育担当）</small>	情報収集担当 手配・渉外担当 現地派遣担当	国際センター 学務部（国際 課）	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者名簿、旅行日程等の基本情報の収集・整理 派遣大学等との連絡、現地情報の収集 マスコミ・関係省庁担当と連携しての関係省庁等との連絡調整 必要に応じて現地派遣教職員及び通訳の選定 派遣者の家族・保護者の同行の場合の航空券等の手配 必要に応じて弁護士（賠償、法務関係の交渉処理）の手配 保険会社との対応窓口、海外留学生安全対策協議会（JCSOS）への連絡 <p>【現地派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて被害者家族・保護者に帯同して現地派遣 在外公館、警察、派遣先期間等や病院との折衝等
	家族・保護者担当	学務部 各局局（事務課）	<ul style="list-style-type: none"> 家族・保護者への対応窓口（被災者1家族等に対して担当1人） 危機対策本部に家族・保護者控室を設置（必要に応じて宿泊等手配） 家族・保護者とともに待機し状況を説明
各局局長			

※ メンバーの構成は、上記担当表を参考にしつつ、状況に合わせて適宜対応等を行う。

※ 電話番号については、別紙4「事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）」を参照のこと。

※ 部局の主催の海外研修等における危機事象発生時には、情報収集・整理、現地との折衝及び現地派遣等については、国際センター・国際課の協力を得て各局が担当する。

部局等危機対策室担当表

本部員	担 当	担当の部署	業 務
各部局長	部局等危機対策室長	各部局事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局等危機対策室の事務を総轄 ・ 現地情報の分析、方針決定、対策実施の指示 ・ 学長及び理事への経過報告 ・ 所属教職員や学生及びその家族への対応窓口
国際センター長	部局等危機対策副室長	国際センター・学務部 (国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応部局の支援 ・ 現地情報の収集支援 ・ 各担当への情報提供 ・ 保険会社との対応窓口、海外留学生安全対策協議会（JCSOS）への連絡

※ 国際センター主催の短期語学研修等における危機事象発生時には、各部局長及び国際センター長、各部局事務及び国際センター・学務部（国際課）の担当を入れ替える（保険会社との対応窓口、海外留学生安全対策協議会（JCSOS）への連絡は、学務部（国際課）が担当）。

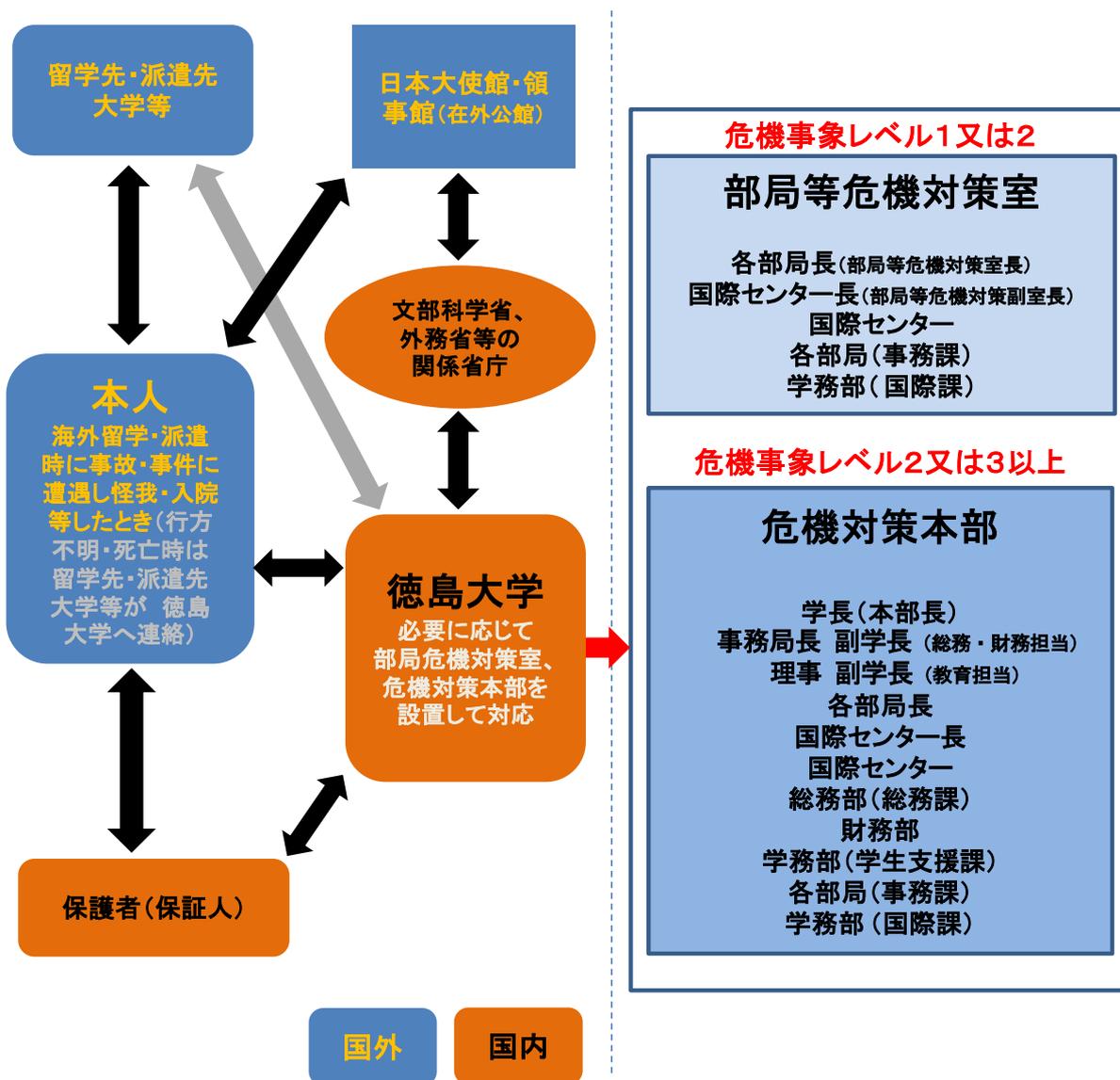
※ メンバーの構成は、上記担当表を参考にしつつ、状況に合わせて適宜対応等を行う。

※ 電話番号については、別紙4「事件・事故発生時の学内連絡網の体制（勤務時間内）」を参照のこと。

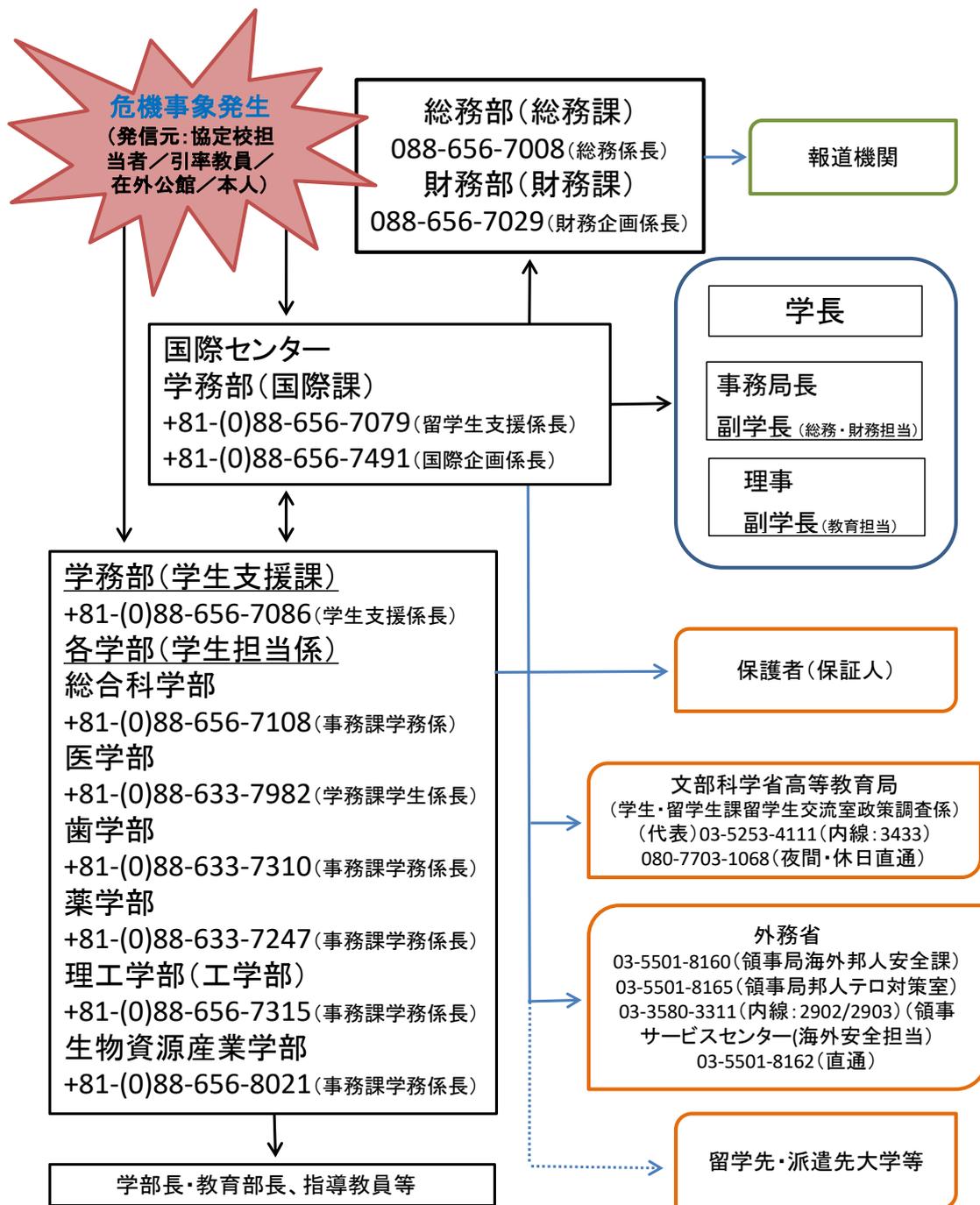
※ 時間外・休日については、派遣前オリエンテーション等で事前に周知した連絡網により行う。

徳島大学海外危機管理対応体制

留学・研修先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制



事件・事故発生時の学内連絡網の体制(勤務時間内)



海外渡航届

Temporary Leave Notification for Traveling Abroad

入力必須
選択入力
該当時入力

Year Month Day
日付 Date : 年 月 日

所属学部・教育部長 殿
To the Dean

学生番号 Student Number	
所属学部・教育部 Department	
氏名 Name	

下記のとおり渡航しますので、届出します。 I notify to go abroad as follows.

渡航先 Destination	国・地域名 Country/Region:	都市名 City:
※ 渡航先が複数ある場合は裏面に詳細を記載してください。 When there are a plurality of destinations, please fill in the details on the back.		
渡航期間 Travel Period	From Year Month Day To Year Month Day 年 月 日 ~ 年 月 日	
渡航目的 Purpose (該当項目を■に変えてください。)	<input type="checkbox"/> 留学・語学研修 (休学する場合も含む) Studying Abroad <input type="checkbox"/> 学会・会議等出席 Conference <input type="checkbox"/> 研究・調査 Research and Surveys <input type="checkbox"/> インターンシップ Internship <input type="checkbox"/> ボランティア Volunteer <input type="checkbox"/> 一時帰国 (外国人留学生のみ) Temporary Leave for Your Home Country (Only for International Students) <input type="checkbox"/> 観光 Sightseeing <input type="checkbox"/> その他 Others :	
パスポート Passport	旅券番号 No.	査証 (ビザ) の種類 (該当者のみ) Visa Status
海外旅行保険 Travel Insurance	保険会社名 Insurance Company	支店名 Branch 電話番号 TEL
渡航中の緊急時連絡先等 Contact Information in Case of Emergency	Eメールアドレス Your E-mail Address	
	国際通話可能な携帯電話を所持する場合は番号 (本人・同行者) A mobile phone number available for international calls Yours / A companion's	
	日本国内 in Japan	TEL & E-mail: 連絡者氏名・続柄 Contact Person & Relationship: ()
	旅行会社 (該当時) Travel Agency	会社名 (支店名) Agency's Name (Branch): () TEL & E-mail:
確認事項 Confirmation	(日本人のみ) Only for Japanese (該当項目を■に変えてください。)	
	<input type="checkbox"/> たびレジへの登録 (海外滞在3ヶ月未満の場合) <input type="checkbox"/> 在留届の提出 (海外滞在3ヶ月以上の場合) <input type="checkbox"/> 渡航先の海外危険情報 Overseas Safety Level (帰路の上、■に変えてください。) <small>Please change "■" in the item "□" after confirming.</small>	
	<input type="checkbox"/> 外務省「海外安全情報」の渡航国・地域別の危険情報が発出されていない、若しくは危険レベルが1以下であることを確認し、渡航及び滞在については特別な注意を払います。 I have confirmed that the Overseas Safety Level by the Ministry of Foreign Affairs is not announced or Level 1 or less, and keep in mind to pay special attention to my trip.	
帰国後の実習等 Training After Returning to Japan (該当項目を■に変えて、必要事項がある場合は記入してください。 (病院で実習を受ける予定の学生のみ)) (Only for trainees at hospital) Please change "■" in the item "□" and fill in the blanks if necessary	<input type="checkbox"/> 帰国後3週間以内に病院等での臨床実習・臨地実習 (注) が予定されている。 Training at hospital is scheduled within 3 weeks after returning to Japan. 実習名 Training Title 実習先 Training Site 診療科等 Department : 実習開始日 Start Date of Your Training : 年 Year 月 Month 日 Day <small>(注) 徳島大学病院、学外病院での臨床実習や事業所等での臨地実習、また、医学科3年生での医学研究実習 (研究室配属) で病院への立入を行う場合も該当します。</small>	
	<input type="checkbox"/> 帰国後3週間以内に病院等での臨床実習・臨地実習は予定されていない。 Training at hospital is not scheduled within 3 weeks after returning to Japan.	

- ◆ 提出後に変更事項があった場合には、提出先に連絡して修正してください。
Please make sure to inform of your department to revise it in case of changing your schedule after submitting this notification.
- ◆ この届に記入された個人情報等は適切に取扱い、海外渡航における安全管理・対応業務のみに使用します。
Personal information that you filled out will not be used for any purposes except safety management on going abroad.

(裏面 Back Side)

※渡航先が複数ある場合に記入してください。 Please fill in the details below when there are a plurality of destinations.

渡航日程 Schedule	期間 Period (月 mm/日 dd)	訪問国 Nations	訪問機関・滞在地 Visit Institutions/Lodgings	滞在中の連絡先 TEL / E-mail
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			

